平成２６年（家）第７６号
本籍広島県三原市久井町泉685番地、最後の住所広島県世羅郡西大田村大字賀茂2835番地
不在者　仁井　辰男
昭和27年４月23日生
平成26年12月４日失踪宣告審判確定
広島家庭裁判所尾道支部裁判所書記官

平成２６年（家）第１４７号
本籍北九州市門司区錦町３番地25、最後の住所北九州市門司区下馬寄３番６―306号
不在者　松山　正一
昭和15年３月１日生
平成26年12月５日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

平成２６年（家）第６８２号
本籍奈良県橿原市今井町４丁目368番地、最後の住所神奈川県大和市福田3610番地の34
不在者　若元　孝一
昭和33年６月28日生
平成26年12月６日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第１４８号
本籍長野県上水内郡小川村大字高府3143番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　松本亥千朗
昭和34年３月３日生
平成26年12月10日失踪宣告審判確定
長野家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第３００１号
本籍徳島県美馬市脇町字曽江名122番地、最後の住所大阪府高槻市野田東１丁目650番地の１
不在者　笠井　貞夫
大正15年８月20日生
平成26年12月５日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２６年（家）第７４号
本籍鳥取県西伯郡南部町福成533番地、最後の住所鳥取県西伯郡南部町福成531番地
不在者　桑名　正重
昭和35年９月23日生
平成26年12月６日失踪宣告審判確定
鳥取家庭裁判所米子支部裁判所書記官

平成２６年（家）第１４０号
本籍福岡県嘉穂郡桂川町大字土師4551番地、最後の住所福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3856番地３
不在者　野上　千里
昭和９年６月10日生
平成26年12月９日失踪宣告審判確定
福岡家庭裁判所飯塚支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２６年（家）第２００号
本籍栃木県佐野市小中町1027番地、住所福島県郡山市清水台２―13―29　北一ビル408号
申立人（失踪者）　野澤　博幸
昭和34年７月７日生
平成26年12月６日失踪宣告取消審判確定
福島家庭裁判所郡山支部裁判所書記官

除 権 決 定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第８号
東京都文京区千石４丁目45番17号
申立人　日本電色工業株式会社
代表者代表取締役　岩本　康一
権利を争う旨の申述の終期　平成26年12月５日
平成26年12月８日　富山簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＯＩ62787
金額　1,000,000円
支払期日　平成26年11月20日
支払地　富山県富山市
支払場所　株式会社北陸銀行荒町支店
振出日　平成26年７月20日
振出地　富山県富山市
振出人　株式会社ケンテック　代表取締役　米田　憲司
受取人　申立人
最終所持人　申立人

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１００号
宮城県大崎市古川栄町11番２―５号　古川栄町住宅48号、申立時の住所宮城県大崎市古川若葉町２丁目10番３―５号　古川若葉町住宅111号
債務者　阿部ちやき
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　菅原　　健
４　破産債権の届出期間　平成27年１月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午前10時45分
６　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第５８４号
北九州市小倉南区中吉田４丁目１番１号102号
債務者　三宅　康弘
１　決定年月日時　平成26年12月12日午後０時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　祖父江弘美
４　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６１５号
北九州市門司区高田１丁目３番11―1003号
債務者　北川　直子
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安元　隆治
４　破産債権の届出期間　平成27年１月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月23日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成27年２月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５８５号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目２番11号
債務者　下村　壽幸
１　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梶尾　節生
４　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午前10時
６　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２１０号
京都府宇治市菟道門前24番地の１　リエス宇治三室戸201号、前住所京都府宇治市菟道門前３番地
債務者　古川　敬子
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　錦織　秀臣
４　破産債権の届出期間　平成27年１月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月６日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０３号
盛岡市厨川５丁目21番３号
債務者　高橋　知博
１　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　熊谷　隆司
４　破産債権の届出期間　平成27年１月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月５日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第８１号
山口県岩国市平田６丁目23番５―９号
債務者　池見　浩三
１　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河本　豊彦
４　破産債権の届出期間　平成27年１月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月10日午前11時
６　免責意見申述期間　平成27年３月17日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第２２８号
群馬県高崎市鼻高町669番地、住民票上の住所群馬県安中市鷺宮858番地６
債務者　原田　康男
１　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小此木　清
４　破産債権の届出期間　平成27年１月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月11日午前10時25分
６　免責意見申述期間　平成27年２月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部